

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度		包括外部監査分		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (26年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
7. 住宅新築資金等貸付金 ア 滞納率の低下となる方策の検討をされたい。【意見】 (報告書216ページ)	<p>本件事業に関して、現在も償還が続いている貸付件数43件に対して、滞納件数31件は、滞納率70%を超えた数字となり、所管課で管理できていないと判断されても仕方のない事実となってしまう。確かに制度の趣旨等を無視した行動はできないと考えられるが、滞納率70%超はあまりにも高すぎる割合となっており、約定通り納付している本制度の利用者との不公平感を招くことに直結する。</p> <p>住宅新築資金等償還金の滞納者に対する事務処理要領の第7条以降の条項について、現在の延滞債務者との関係をしっかりと位置づけ、滞納率が低下するように厳格に対応されたい。</p>	<p>滞納率の低下に向けた方策の検討については、夜間や休日の訪問等、滞納者への働きかけを強くするとともに、悪質な滞納者に対しては、法的な措置も検討する。</p>	<p>滞納者8名のうち、毎月定額を分納している1名については、今年度中に完納する見込みである。</p> <p>また、東京在住者が1名おり、令和5年12月に滞納整理に赴いた結果、若干だが徴収することができた。</p> <p>完納者との不公平感を招くことのないよう、引き続き、電話、訪問等による働きかけを実施する。</p>	人権・男女共同参画課	
21. 下水道使用料 ア 延滞金について条例に基づいた運用がされていない。【指摘】 (報告書333ページ)	<p>下水道使用料については、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に定められている督促手数料100円については徴収されているが、同条例に規定された延滞金の徴収は行われていない。</p> <p>水道料金については、私債権となるため、法律で延滞金の徴収は定められていない。水道料金と下水道料金を同時に徴収され電算システムで対応する場合、システム改修費用がかかること、延滞金の徴収と費用対効果が見込めないこと、延滞金の算出や徴収するための事務量の増加等が考えられるが、条例の定めに従い延滞金を徴収している他の債権と公平性に欠いていると考える。第6条で「市長が認めたときは、延滞金の減免をすることができる。」規定があるが減免規定は明示されていない。現状に事務量の増加等は配慮すべきであるが、このまま、現在の延滞金を徴収しないことを継続することは同条例の趣旨を順守していない。条例を改正して免除規定を整備する方法、減免規定を整備し対応する方法、徴収する方法等を検討され適切に債権を管理されたい。</p>	<p>下水道使用料の延滞金については、例規の整備等、適切な債権管理に向けて検討を進めているところである。</p> <p>本年度は他都市の例規内容等の研究を行うとともに、システム改修費や延滞金徴収に伴う徴収事務委託料などの費用について検討を行った。</p>	<p>令和6年度予算に下水道使用料に係る徴収事務委託費、システム改修委託費、金融機関システム対応委託費等を計上すると共に、令和6年度料金徴収事務委託事業者選定の仕様書に、延滞金、遅延損害金に関する項目を追加し、延滞金徴収に向けた準備を進めている。新たな徴収事務委託事業者の選定に合わせて、必要なシステム改修及び関係機関との調整を行い、適切に徴収していく。</p>	営業課	